

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行します。
これに伴い、法律に基づく外出自粛は求められなくなります。

主な変更点

区分		5月7日まで	5月8日以降 9月末まで（予定）
相談	一般相談	コールセンター	電話相談窓口を一本化 福島県新型コロナウイルス感染症 相談センター（毎日24時間対応） 0120-567-747
	発熱等相談	受診・相談センター	
健康観察	HER-SYS (ハーシス) (※)	医療機関：発生届の入力・報告 自宅療養者：毎日の健康状態を スマホ等で報告	終了
検査	検査キット	無料配布	終了
	検査費用	全額公費負担	
登録	陽性者登録 センター	自主検査で陽性であった方が WEB申請し、医師による診断 を経て陽性者登録を実施	終了
医療費の 公費支援	外来	自己負担分を公費支援	○コロナの治療薬は公費負担 ○外来医療費は自己負担
	入院		○コロナの治療薬は公費負担 ○高額療養費制度の自己負担限度 額から上限2万円を減額。
生活支援	食料	調達が困難な方へ配送	終了
	パルスオキ シメーター	重症化リスクの高い方等へ配布	

※HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）とは、医療機関が発生届の入力・報告を電子的に行うとともに、自宅療養者が毎日の健康状態をスマホ等で簡単に報告することで、保健所は自宅療養者の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能となります。

その他の変更点

○陽性者の行動制限がなくなります

療養期間の目安

- ・発症翌日から10日間はマスク着用
- ・発症翌日から5日間は外出自粛を推奨。5日目に症状が続く場合は、熱が下がるなどしてから24時間程度が経過するまで延長する。

○学校で、陽性者を出席停止とする期間が短縮されます

原則「発症後7日」から「発症から5日間の経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」へ

○濃厚接触者の行動制限がなくなります

5日間の自宅待機がなくなります

○医療機関からの発生届（陽性者の届け出）がなくなります

重症化リスクの高い陽性者に対する保健所からの聞き取りの電話がなくなります

※療養証明書の発行はなくなります。

発熱などの体調不良時は、必要に応じて医療機関へ相談または受診をしてください。